

15.7.13
363

勞 動 爭 議 調 査 表

(二)

一、發生月日 大正十五年六月五日
二、解決月日 五月
三、發生原因

本年六月五日、全部ヲ一堂ニ集メ從來一場經營ニ就テハ最善ノ努力ト旦ツ
遭遇ナシ、解説方針ト以テ本年一月以来、経営に未リタルク其間多少視ル可キモノアリ
ナルモ財界、不況ニ伴ヒ、取締事務カ不振、影響有ラセシ六ヶ月、ハラスメント
ニ於テハ、〇〇〇〇円以上ノ損損ヲ見ルニ至レリ、即ケ本状態ヨリ進行シ得トキハ、
遠カラス諸君ト共ニ商談ルノ已クナキニ到リ、到底共存共當ノ目的ヲ達成スル能ハス
爰ニ於テ、它社スレバ通スルノ詞、如リ、會社ニ於テ色々研究、結果從来編輯二台一人制
ナリニラニ改メ、尚且つ従業ノ請負制度ヲ日給制度ニ變更シ、經營セサル、
已不得サルニ出テタリ之カ為ニ、諸君、中ニ多少ノ、淘汰ヲ見ルコトニナルカ之又已ヲ得
サル、犠牲ナルカラ是等、ストレッジ事務、勤出テス仕事ハ、仕事ノ要丸ハ、要求トシテ理解
アル行為ニ出テラレコトヲ望ム、故ニ本行為計画ヨリ以上ニ好んでウケアレハ、諸君、隸属
スル總同業、及時賃金等の行キ相違、相違、上場為ナル経営進言ヲ望ム、是ニ對し會見
三回ニ持リたゞ一要求ヲ次ノ提出也。

四、要求事項

- 一、會社側より提議セシ件ニ關ニテハ、多リ譲歩、余地アリト認リ但シ解雇者ハ最少限度ニ
歸少シコト、定徴復雇ハ從來十時間半、従勤收人ノ時間従勤収入改メハコト
 - 二、月末ノ不支遣クタソニ在、要求案ヲ提議ス
- (1) 半期實獎ヲ半期中、全收メ、割ラヌ支給サセタイコト